

テーマ：労働分野の規制緩和が労働市場に与えた影響

～日本的雇用慣行の変容の観点からも積極的に求められる～ 2006年9月27日(水)

第一生命経済研究所 経済調査部

担当 永濱 利廣(03-5221-4531)

(要旨)

- 90年代後半以降の我が国では、厳しい労働市場の状況に対応するために労働・雇用分野で様々な規制緩和が実施された。労働者派遣事業と有料職業紹介事業を通じて労働市場のミスマッチを緩和し、労働市場の構造を柔軟に変革させる政策である。
- 労働派遣事業は1996年に対象業種が26業務に増加して以降、1999年の労働者派遣法改正では派遣期間を原則1年に制限するとともに対象業務がネガティブリスト化(明記された除外職種以外は原則許可を与えること)され、一部業種を除いて自由化された。更に、2004年には派遣期間を最長3年まで延長し、製造業務に関する労働者派遣事業や紹介予定派遣時の派遣労働者特定行為が解禁されることとなった。
- 有料職業紹介事業は1990年以降29業種のみ認められていたが、1997年にはネガティブリスト化された。1999年の職業安定法改正では民間職業紹介を公的職業紹介事業と相互補完的な機能としその適正な運営を図ることとされ、2004年には有料職業紹介事業の兼業規制が全廃された。
- 労働者派遣事業の規制緩和は、派遣労働者数を99～2004年度平均で85万人増加させ、売上高を99～2003年度平均で3,739億円、2004年度には2,624億円拡大させた。一方、有料職業紹介事業の規制緩和は、2004年度の就業者数を25,372人、手数料収入を149億円程度押し上げた。
- 労働者派遣法は99年の改正により2003年度までに労働派遣事業の市場規模を+39.5%程度、2004年の改正により同年度の市場規模を+8.0%程度押し上げる効果を持ち、2004年の職業安定法改正は同年度における有料職業紹介事業の市場規模を11.2%程度拡大させる効果があった。

●90年代後半以降に進んだ労働・雇用分野の規制緩和

90年代後半以降の我が国では、厳しい労働市場の状況に対応するために労働・雇用分野で様々な規制緩和が実施された。労働者派遣事業と有料職業紹介事業を通じて労働市場のミスマッチを緩和し、労働市場の構造を柔軟に変革させる政策である。有料職業紹介事業の対象職種拡大と労働者派遣事業の対象業務拡大は、求人企業と求職者の情報の非対称性を解消することにより労働市場の規模を拡大させる効果を持つ。

労働派遣事業は1996年に対象業種が26業務に増加して以降、1999年の労働者派遣法改正では派遣期間を原則1年に制限し、個人情報に関する秘密の保持等労働者保護措置を拡充するとともに対象業務がネガティブリスト化(明記された除外職種以外は原則許可を与えること)され、一部業種を除いて自由化された。更に、2004年には派遣期間を最長3年まで延長し、製造業務に関する労働者派遣事業や紹介予定派遣時の派遣労働者特定行為を解禁するとともに、派遣事業許可が事業所単位から法人単位となり事業所の設置が迅速に行えることとなった。

一方、有料職業紹介事業は1990年以降29業種のみ認められていたが、90年代半ば以降の規制緩和の流れの中で1997年にはネガティブリスト化された。その後、1999年の職業安定法改正では民間職業紹介を公的職業紹介事業と相互補完的な機能としその適正な運営を図ることとされ、2004年には有料職業紹介事業の兼業規制が全廃された。

90年代以降の労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の概要

1. 労働者派遣事業

年	労働者派遣事業
1990	一部業務の運用範囲拡大
1996	26業務に適用業務拡大 研究開発、事業実施体制の企画・立案、書籍等の政策・編集、広告デザイン、インテリアコーディネーター、アナウンサー、OAインストラクション、テレマーケティング、セールスエンジニア、放送番組等の大・小道具、の10業務追加
1999	労働派遣法改正 <ul style="list-style-type: none"> 対象業務のネガティブリスト化(港湾輸送、建築業務、警備業務と政令で定める業務を除き自由化)。製造業の生産ラインの業務のうち労働省令で定めるものについて当分の間禁止。 同一業務への派遣は一年を限度(新規業務のみ。従来対象業務は従来どおり(3年)) 1年間派遣を受け入れた場合の雇用努力義務明記。期間を超えた場合は派遣先の勧告、公表、派遣先への罰則の適用 派遣先企業の就業環境の維持等の努力 派遣労働者保護の強化(プライバシー保護、トラブル解決策強化)
2004	労働派遣法改正 <ul style="list-style-type: none"> 派遣受入期間の延長(労働者の過半数代表の意見聴取、派遣受入期間の制限への抵触日の通知、明示) 派遣労働者への直接雇用の申込み義務(雇用契約の申込み義務に違反する派遣先に対する勧告・公表) 派遣対象業務の拡大(製造業務、医療関連業務) 紹介予定派遣の見直し(求人条件の明示、採用内定等、面接、履歴書の送付等、紹介予定派遣の派遣受入期間、派遣先が派遣労働者を雇用しない場合等の理由の明示)

2. 有料職業紹介事業

年	有業職業紹介事業
1990	観光バスガイドが追加、計29職種
1997	ネガティブリスト化 サービスの職種(従来許可分は除く)、保安の職業、農林漁業の職業、運輸・通信の職業、技能工、採掘・製造・建設、労務の職業を除き取り扱いを許可 手数料体系変更
1999	職業安定法改正 <ul style="list-style-type: none"> 法律の目的の改正(民間職業紹介の役割認め、適正運用確保を目指す) 有料職業紹介事業の許可申請の簡素化・透明化・事業許可期間の延長 プライバシー保護強化、労働条件の文書明示義務 手数料体系変更
2004	職業安定法改正 <ul style="list-style-type: none"> 職業紹介事業の許可・届出制の見直し(許可・届出手続の簡素化、特別に法律により設立された法人の無料職業紹介事業、地方公共団体の無料職業紹介事業、学校等の行う無料職業紹介事業) 兼業禁止規制の撤廃

(出所) 経済企画庁「90年代の雇用政策が失業率に与えた効果について」等をもとに作成

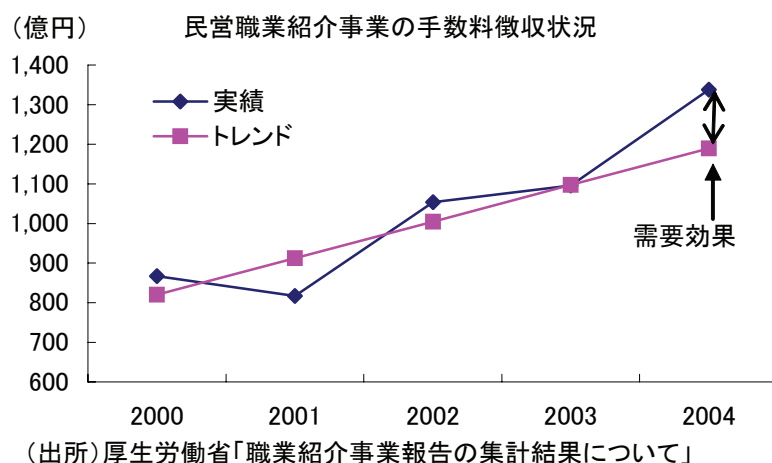
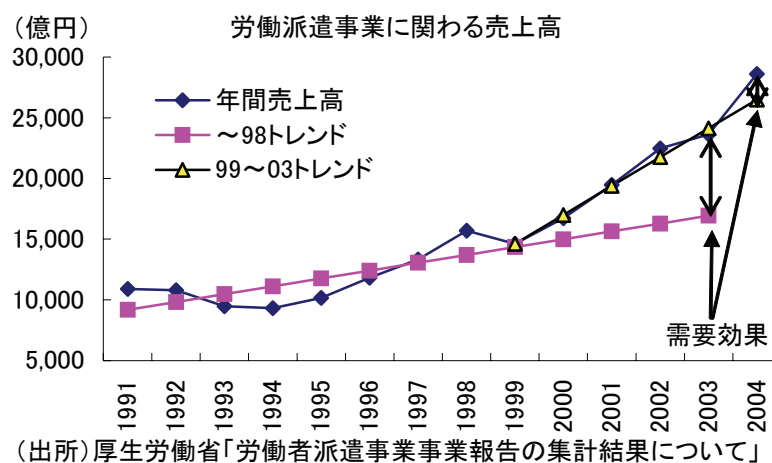
●労働・雇用分野の規制緩和が各市場に与えた効果

規制緩和の効果は、売上高や手数料収入等の需要を拡大させる効果(需要効果)と、価格が低下することによって利用者の負担額が軽減する効果(利用者メリット効果)に分けられる。中でも労働市場における規制緩和の効果は、職探しのコストが下がり労働の円滑な移動が促進されることによって

生じる需要効果と定義される。このコストの低下とは、情報の不完全性が低下し、労働市場のミスマッチが緩和することを意味することから、労働者派遣事業や有料職業紹介事業の規制緩和は、情報の非対称性の解消やミスマッチ緩和を通じて労働市場の規模を拡大させることになる。

この考えに基づいた需要効果は、トレンドからの乖離として推計される。規制緩和前における市場のトレンドを延長し、規制緩和後における実績との乖離分を規制緩和の効果とみなす考え方である。そこで、労働者派遣事業の売上高で規制緩和前のトレンドと実績の関係をみると、労働者派遣法が改正された翌年の2000年から2003年にかけての実績がそれまでのトレンドに比べて大きく上方に乖離していることがわかる。また、労働者派遣法が再改定された2004年度の実績もそれまでのトレンドから上方乖離している。次に、有料職業紹介事業の動きを見ると、2002年度以降の就職件数が99年度以前のトレンドから上方乖離している一方、2004年度の手数料収入もそれまでのトレンドから上方乖離していることがわかる。こうした動きは、規制緩和が労働市場を拡大させた可能性を示している。

実際、規制緩和が各事業の市場規模に与えた影響を推計すると、労働者派遣事業では派遣労働者数を99～2004年度平均で85万人増加させ、売上高を99～2003年度平均で3,739億円、2004年度には2,624億円拡大させたことになる。一方、有料職業紹介事業の規制緩和がある場合と無い場合の就職件数の違いが手数料収入に与えた影響を推計すると、2004年度の就業者数を25,372人、手数料収入を149億円程度押し上げたという結果になる。



本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

●依然として拡大余地のある労働市場

以上より、労働者派遣法は99年の改正により2003年度までに労働派遣事業の市場規模を+39.5%程度、2004年の改正により同年度の市場規模を+8.0%程度押し上げる効果を持ち、2004年の職業安定法改正は同年度における有料職業紹介事業の市場規模を11.2%程度拡大させる効果があったと評価できる。

今後の労働市場を見通せば、次の2点が指摘できる。一点目は、労働の円滑な移動が阻まれることによって生じる構造失業率が3%台半ばの高水準にあることだ。これは、依然として情報の不完全性が大きく、職探しのマクロ的なコストが高いことを意味する。従って、労働派遣事業や有料職業紹介事業における規制緩和が更に進めば、情報の非対称性の解消やミスマッチの緩和を通じて、労働市場の規模を拡大させる余地があろう。

二点目は、有料職業紹介事業や労働者派遣事業の増大はこれまでの正規労働者の賃金への下方圧力となる一方、特定の技能を持つ技能労働者の賃金への上昇圧力となってきたことだ。従って、労働市場の規制緩和がこれまでの賃金体系にも更なる変容を迫る可能性があるといえる。

このように、日本的雇用慣行の変容と相互補完的であるという観点からも、労働・雇用分野の規制緩和は積極的に進められていくべきだろう。